

消費生活モニター

私たちが市民と行政のパイプ役です！

市では、皆さんの消費生活に関するさまざまな問題について広く意見を聴き、消費者行政の運営に必要な情報を得ています。

これを消費者行政に効果的に反映させて市民生活の向上を図るため、消費生活モニターを年度ごとに委嘱しています。

問 消費生活センター (☎ 823-3928)

□このような活動をしています

- 定期的に、地域の消費者問題などを通信しています。
- 消費者問題に関して、自主的に問題点を見だし、研究発表をしています。
- 消費生活センターなどが行う各事業や研修会に、積極的に参加しています。
- 地域に根ざした消費者教育などを自主開催しています。



活動を通して

消費生活展は、市民の消費生活に関する意識の向上・自己啓発という役割の一方で、市民の交流の場という役割も担っていると感じます。(松田真由美)



モニター通信は、皆さんの意見や要望、その回答を知ることができ、日常生活に役立っています。(宮本順子)

土浦市と新治村の合併に伴って、初めてモニターになりました。最新の情報などが収集でき、楽しく活動をしています。架空請求や振り込み詐欺を体験しましたが、冷静に対応できました。(天貝幸子)

私たちが情報提供や要望したことが、事業者や消費者行政の改善につながり、そしてまた、私たちにフィードバックされていると、モニターを経験して実感しました。(濱 律子)

消費者教育の大切さを知りました。得た経験や知識を、多くの人に伝えたいと思います。(寺杣晴美)

我が家では自然エネルギーを建物に生かし、日頃の生活も省エネを実践しています。もちろん、買い物もマイバッグを持参します。(湯本 明)

平成19年度消費生活モニター募集

任期／1年間(4月～平成20年3月)

内容／消費生活に関する意見・要望・情報などの提供、研修会・くらしのセミナーなどへの参加、アンケート意識調査、広報活動など

※謝礼あり

募集人数／25人

応募資格／市内に居住(住民登録のある)する20歳以上の方(モニター未経験者優先)

申込方法／はがきで(暮らしの中で感じていること、住所、氏名、年齢、職業、モニター経験の有無を記入)

申込締切／3月14日(水)(必着)

選考方法／応募はがきの記載内容を参考に選考し、3月下旬に通知します。

申問 消費生活センター

(〒300-0043 中央二丁目16-4 ☎ 823-3928)